○国土交通省告示第四百十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、ＵＤトラックス株式会社から、指定装置の名称及び型式並びに指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

１．変更する指定装置の名称及び型式

新		旧	
ＵＤトラックス	ＮＡＤＧ－ＧＥ13ＴＩＡ	ニッサンディーゼル	ＮＡＤＧ－ＧＥ13ＴＩＡ
ＵＤトラックス	ＮＡＤＧ－ＧＥ13ＴＩＣ	ニッサンディーゼル	ＮＡＤＧ－ＧＥ13ＴＩＣ
ＵＤトラックス	ＮＡＤＧ－ＭＤ92ＴＩＡ	ニッサンディーゼル	ＮＡＤＧ－ＭＤ92ＴＩＡ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ05ＤＢ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ05ＤＢ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ05ＤＣ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ05ＤＣ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ07ＥＢ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ07ＥＢ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ07ＥＣ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ07ＥＣ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ08ＥＢ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ08ＥＢ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ08ＥＣ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ08ＥＣ
ＵＤトラックス	ＮＢＤＧ－Ｊ08ＥＺ	ニッサンディーゼル	ＮＢＤＧ－Ｊ08ＥＺ
ＵＤトラックス	ＮＰＤＧ－６Ｍ60ＴＩＺ	ニッサンディーゼル	ＮＰＤＧ－６Ｍ60ＴＩＺ
ＵＤトラックス	ＮＰＤＧ－ＭＤ92ＴＩＣ	ニッサンディーゼル	ＮＰＤＧ－ＭＤ92ＴＩＣ
ＵＤトラックス	ＮＰＫＧ－ＧＥ13ＴＩＢ	ニッサンディーゼル	ＮＰＫＧ－ＧＥ13ＴＩＢ
ＵＤトラックス	ＮＰＫＧ－ＭＤ92ＴＩＢ	ニッサンディーゼル	ＮＰＫＧ－ＭＤ92ＴＩＢ
ＵＤトラックス	２Ａ－ＧＥ13Ｃ－03	ニッサンディーゼル	２Ａ－ＧＥ13Ｃ－03
ＵＤトラックス	２Ａ－ＰＦ６ＴＡ－03	ニッサンディーゼル	２Ａ－ＰＦ６ＴＡ－03
ＵＤトラックス	ＦＥ６ＡＢ－03	ニッサンディーゼル	ＦＥ６ＡＢ－03
ＵＤトラックス	ＧＥ13Ｃ－06	ニッサンディーゼル	ＧＥ13Ｃ－06
ＵＤトラックス	ＱＤ32Ａ－08	ニッサンディーゼル	ＱＤ32Ａ－08
ＵＤトラックス	ＱＤ32ＡＡ－03	ニッサンディーゼル	ＱＤ32ＡＡ－03
ＵＤトラックス	ＴＤ27ＡＡ－03	ニッサンディーゼル	ＴＤ27ＡＡ－03
ＵＤトラックス	ＴＤ27Ｂ－08	ニッサンディーゼル	ＴＤ27Ｂ－08
ＵＤトラックス	ＴＤ42ＡＡ－03	ニッサンディーゼル	ＴＤ42ＡＡ－03
ＵＤトラックス	ＴＤ42Ｂ－08	ニッサンディーゼル	ＴＤ42Ｂ－08
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－01ＣＤ２Ａ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－01ＣＤ２Ａ
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－01ＣＤ４Ａ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－01ＣＤ４Ａ
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－01ＣＦ４Ａ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－01ＣＦ４Ａ
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－01ＣＦ４Ｂ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－01ＣＦ４Ｂ
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－01ＧＫ４Ａ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－01ＧＫ４Ａ
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－01ＧＫ４Ｂ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－01ＧＫ４Ｂ
ＵＤトラックス	ＡＤＧ－98ＲＡ27Ａ	ニッサンディーゼル	ＡＤＧ－98ＲＡ27Ａ
ＵＤトラックス	ＢＤＧ－01ＭＫ５Ｂ	ニッサンディーゼル	ＢＤＧ－01ＭＫ５Ｂ
ＵＤトラックス	ＢＤＧ－01ＭＫ６Ｂ	ニッサンディーゼル	ＢＤＧ－01ＭＫ６Ｂ
ＵＤトラックス	ＢＤＧ－01ＭＫ７Ｂ	ニッサンディーゼル	ＢＤＧ－01ＭＫ７Ｂ
ＵＤトラックス	ＰＤＧ－98ＲＭ82Ａ	ニッサンディーゼル	ＰＤＧ－98ＲＭ82Ａ
ＵＤトラックス	ＰＤＧ－01ＣＤ４Ａ	ニッサンディーゼル	ＰＤＧ－01ＣＤ４Ａ
ＵＤトラックス	ＰＫＧ－01ＧＫ４Ａ	ニッサンディーゼル	ＰＫＧ－01ＧＫ４Ａ
ＵＤトラックス	ＮＤＴ100	ニッサンディーゼル	ＮＤＴ100

２．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新	旧
ＵＤトラックス株式会社	日産ディーゼル工業株式会社
埼玉県上尾市大字壱丁目１番地	埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

３．変更年月日

平成22年２月１日

○国土交通省告示第四百十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、株式会社エスワイエスから、指定製作者等の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

１．変更する指定製作者等の名称

新	旧
株式会社エスワイエス	株式会社鈴木用品製作所

２．変更年月日

平成21年８月１日

○国土交通省告示第四百十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、ＩＰＦ株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

１．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新	旧
ＩＰＦ株式会社	アイピーエフ株式会社
群馬県高崎市倉賀野町2656番地	群馬県高崎市倉賀野町2656番地

２．変更年月日

平成15年11月26日

○国土交通省告示第四百十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1560	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＣＢＡ－ＶＫ45－７Ｙ50Ａ	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎Ｇ－1935	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ25－７Ｙ50Ａ	〃
㊎Ｇ－1936	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ35－７Ｙ50Ａ	〃

○国土交通省告示第四百十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年四月十九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ－1539	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＫ20Ａ04	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊎Ｇ－1540	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＫ24Ａ06	〃
㊎Ｇ－1920	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＫ20Ａ06	〃